



## 申27号新潟支社におけるアルコール検査の運用に関する申し入れ団体交渉報告

### 出勤システム上、勤務開始前から労働が発生する実態をどう考えているのか

- (組合) 標準集変更によりアルコール検査が行われないと出勤が成立しない。出勤前にアルコール検査しなければならないことは、前超勤となるのではないか。
- (会社) 9:00 出勤であれば9:00 にタッチして労働時間内でアルコール検査することは可能である。
- (組合) 9:00 まで出勤確認を待つのは現実的ではない。出勤確認→アルコール検査→乗務準備の手順を守るとい指導をしているのか。
- (会社) そうである。実態として出勤時間前から出勤確認、準備作業を実施している実態は把握している。また前泊者がアルコール検査前に準備を行っている実態も把握している。

### 乗務準備の作業が増加する一方でなぜ準備時間が変わらないのか

- (組合) 準備する物品が増える一方、準備時間が増えていない。
- (会社) 受け取るものは増えたが受け取る時間が増えたという認識はない。 徒歩経路の変更以外で準備時間の変更はない。
- (組合) 業務上確認すべき掲示とはどれか。
- (会社) 乗務に必要な掲示である。指導掲示に集約されている。

### 見習いであってもサービス労働は認めないことを確認！

- (組合) 見習いが初日から準備時間内で準備できるものではない。少しずつ習熟度を上げていく期間が見習い期間ではないか。
- (会社) 見習い日誌や仕事の振り返りなど認められるものは超勤整理している。
- (組合) 支社として時間など、指針を作って保障することはできないか。
- (会社) 超勤の裁量は現場である。サービス労働をさせないように指導している。

**乗務に必要な作業は見習いであっても労働時間である！  
サービス労働は許さない労働環境を実現しよう！**